

令和7年12月18日  
東北森林管理局

### 指名停止措置の概要

#### 1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

最上広域森林組合

山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川 270-1

#### 2. 指名停止措置期間

令和7年12月18日から令和8年1月17日まで（1ヶ月）

#### 3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

#### 4. 事 実 概 要

最上広域森林組合は、山形森林管理署最上支署と令和7年6月23日に契約締結した造林事業請負（森林環境保全整備事業）において、令和7年11月20日に立木の伐倒の作業中に危険を生ずるおそれがあるにも関わらず、つるを取り除いていなかったことや伐倒作業時に作業範囲への立ち入り禁止措置をしていなかったことから労働災害を発生させ、これに対し新庄労働基準監督署から労働安全衛生法違反に当たるとして、令和7年12月4日付けで指導票及び是正勧告を受けたため。

#### 5. 指名停止措置理由

上記のこととは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1当該地方支分部局等の管轄区域内において発生した事故等に基づく措置基準（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）第7号に該当する事実があるため。

#### 〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

##### 別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 山田 清美 電話 018-836-2070